小郡市監査委員公表第２２号

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定により、監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和８年１１月９日

小郡市監査委員　　髙　山　　晃
小郡市監査委員　　立　山　　稔

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第１　監査の概要

１　実施期間　　令和８年９月１１日から令和８年１０月１３日まで

２　監査対象　　こども・健康部　保育所・幼稚園課

３　監査範囲　　令和７年度の財務に関する事務及び一般事務

４　着眼点　　財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

５　監査方法　　事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

第２　監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

1　監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）支出事務について適正な事務処理を求めるもの

以下の支出について、立替払を行っていた。

現行法令上、立替払の制度は認められていない。資金前渡など適正な方法により支出されたい。

・　第３回地域×Ｔｅｃｈ九州/第２回こども×Ｔｅｃｈ九州（こども誰でも通園制度説明会）駐車場代

・福岡県保育協議会保育士会研修研究大会駐車場代

・福岡県保育協会が主催の「令和７年度保育所等職員研修会（課題別研修）」駐車場代

（2）緊急修繕工事について適正な事務処理を求めるもの

緊急修繕工事として、特命随意契約（1社）により実施している契約について、以下のような点が見られた。

・出入口引戸修繕（三国保育所）（９，９００円）について、屋内引戸の簡易な修繕であり、３０，０００円以下であることからも、通常の修繕工事として実施すべきであったと見受けられる。

・太鼓橋の撤去（小郡幼稚園）について、令和７年４月１２日に見積書を徴した後、期間が空いた４月２１日に緊急修繕工事指示伺を起案している。支出は最初に徴した見積書に基づき支出しており、通常の修繕工事として随意契約（３社見積り）により実施すべきであったと見受けられる。

緊急修繕工事は、緊急を要し、現状を回復する内容の工事である。内容に応じて適正な工事の区分を設定し、契約事務を行われたい。

（3）請書の記載事項について適正な事務処理を求めるもの

敷地内樹木消毒（御原保育所）について、請書に記載している委託金額に誤りがあり、履行期間の始期が請書提出前の日付となっていた。更に、請書に契約の目的となる給付の内容が記載されていなかった。（仕様書の添付がなかった。）

また、随意契約締結伺に添付された仕様書の記載事項にも不備があるように見受けられる。

請書には契約金額など必要な事項を記載する必要がある。請書を徴したときは内容を確認し、適正な事務処理を行われたい。

2　事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（２件）

・文書管理が適正でないもの

・決裁権者の設定が適正でないもの

（2）現金取扱事務（１件）

・領収書の発行に不備があるもの

（３）旅費支出事務（１件）
・出張命令が適正でないもの
（４）補助金支出事務（２件）
・補助金等の額の確定通知が適正でないもの
・補助金等交付決定通知書を交付していないもの
・承認申請書を適正に審査していないもの
（５）その他支出事務（２件）
・支払の時期が適正でないもの
（６）契約事務（１件）
・請書に不備があるもの
（７）物品管理事務（１件）
・公用車の使用手続が適正でないもの

（注）事務局指導事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。
監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。